○甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則

平成5年12月28日
規則第51号

甲府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年3月規則第10号)の全部を改正する。

(目的)

第1条　この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年6月条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条　この規則における用語の意義は、法、浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び条例の例による。

(平31規則41・改)

(甲府市廃棄物減量等推進審議会)

第3条　条例第9条に規定する甲府市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

(1)　一般廃棄物処理計画に関すること。

(2)　一般廃棄物の減量化、資源化及び再利用の促進に関すること。

(3)　その他市長が一般廃棄物の処理に関し重要と認める事項

2　審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

3　会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

4　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6　審議会の会議の運営は、次により行うものとする。

(平16規則1・平18規則34・令4規則5・改)

(1)　審議会は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(2)　議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(3)　会長は、審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(4)　審議会の庶務は、環境部環境対策室ごみ減量課において処理する。

(リサイクル推進員)

第4条　条例第10条第1項のリサイクル推進員(以下「推進員」という。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平13規則25・全改)

2　推進員は、再任されることができる。

(平13規則25・全改)

3　推進員に関する庶務は、環境部環境対策室ごみ減量課において処理する。

(平13規則25・全改、平16規則1・平18規則34・令4規則5・改)

4　前3項に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平13規則25・全改)

(多量排出事業者)

第5条　条例第15条第1項に規定する多量排出事業者は、1日平均100キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　土地若しくは建築物の所有者又は占有者

(2)　土地若しくは建築物の所有者又は占有者が土地若しくは建築物の管理を委託している場合は、その委託を受けた者

(事業系一般廃棄物減量化等計画書)

第6条　多量排出事業者は、条例第15条第1項の規定により毎年5月末日までに事業系一般廃棄物減量化等計画書(第1号様式)及び事業系一般廃棄物の処理の実績書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2　条例第15条第2項の規定による変更があったときは、事業系一般廃棄物減量化等変更計画書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(多量排出事業者への勧告)

第7条　条例第15条第4項の規定による勧告は、勧告書(第4号様式)により行うものとする。

(事業系一般廃棄物管理責任者)

第8条　条例第16条第1項の規定に基づき選任する事業系一般廃棄物管理責任者は、当該土地若しくは建築物の所有者又は当該土地若しくは建築物の維持管理について権限を有する者とする。

2　多量排出事業者は、条例第16条第2項の規定に基づき事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、又は変更したときは、その選任又は変更のあった日から14日以内に、事業系一般廃棄物管理責任者選任(変更)届出書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(収集場所の閲覧等)

第8条の2　市長は、条例第20条第2項に規定する収集場所のうち指定排出物を排出することができる収集場所の位置を記した地図を環境部事務室に備え置き、執務時間中一般の閲覧に供するものとする。

(平24規則14、平31規則41・改)

2　市長は、前項の規定により地図に記された収集場所に、収集場所である旨及び指定排出物を収集し、又は運搬する行為を禁止する旨の標示を行うものとする。

(平24規則14、平31規則41・改)

(指定排出物)

第8条の3　条例第20条の2第1項に規定する指定排出物は、別表のとおりとする。

(平31規則41)

(禁止命令書)

第8条の4　条例第20条の2第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止等命令書(第5号様式の2)により行うものとする。

(平24規則14)

(適正処理困難物の指定)

第9条　市長は、条例第23条第1項の規定により適正処理困難物を指定するときは、必要な事項を告示するものとする。

(平29規則21・改)

(開発事業)

第10条　条例第25条に規定する規則で定める開発事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

(平16規則15・平29規則21・改)

(1)　都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、その開発面積が1,000平方メートル以上のもの

(2)　土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業

(3)　都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業

(4)　住戸数が20以上の共同住宅を建築する事業

(一般廃棄物保管施設の設置等に係る協議)

第11条　条例第25条に規定する開発事業を行おうとする者が市長に協議する場合は、一般廃棄物保管施設設置等協議書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(平29規則21・改)

(処理手数料の徴収方法)

第12条　条例第29条第1項に規定する処理手数料は、納入通知書により納付するものとする。

(平29規則21・改)

2　前項の処理手数料は、その都度徴収するものとする。ただし、条例別表第1の3の項に定める処理手数料は、毎月初日から当該月の末日までの処理手数料を翌月末日までに徴収することができる。

(令3規則17・全改)

(処理手数料の減免)

第13条　条例第29条第2項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(第12号様式)により市長に申請しなければならない。

(平29規則21・改)

(手数料の納入方法)

第14条　条例第30条に規定する手数料は、納入通知書により納付するものとする。

(平29規則21・改)

(報告)

第15条　市長が条例第31条の規定により徴収する報告は、一般廃棄物収集・運搬状況報告書(第13号様式)、一般廃棄物処分状況報告書(第14号様式)及びし尿及び浄化槽汚泥収集・運搬状況報告書(第15号様式)とする。

(平29規則21・改)

(証明書)

第16条　条例第32条第2項に規定する証明書の様式は、第16号様式とする。

(平29規則21・改)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等)

第17条　法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は法第7条第2項若しくは第7項の規定により許可の更新を受けようとする者は、次の各号に掲げる業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を、許可を受けようとする日又は許可期間の満了する日の30日前までに市長に提出しなければならない。

(平29規則21・平31規則41・改)

(1)　一般廃棄物収集運搬業

一般廃棄物収集運搬業／許可／許可更新／申請書(第17号様式)

(2)　一般廃棄物処分業

一般廃棄物処分業／許可／許可更新／申請書(第18号様式)

2　法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物／収集運搬／処分／業の事業範囲変更許可申請書(第19号様式)を、許可を受けようとする日の30日前までに市長に提出しなければならない。

(平29規則21・改)

(許可証の交付)

第18条　市長は、法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可又は事業範囲の変更の許可をしたときは、次の各号に掲げる業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める許可証を申請者に交付するものとする。

(平29規則21・平31規則41・改)

(1)　一般廃棄物収集運搬業　一般廃棄物収集運搬業許可証(第20号様式)

(2)　一般廃棄物処分業　一般廃棄物処分業許可証(第21号様式)

2　一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、許可証を亡失し、又は損傷したときは、速やかに市長に許可証再交付申請書(第22号様式)を提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(平29規則21・改)

3　許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平29規則21・改)

(一般廃棄物収集運搬業等の区域指定)

第19条　一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)を営む区域は、別に指定することができる。

(平29規則21・改)

(収集運搬車の表示)

第20条　一般廃棄物収集運搬業等に供する自動車を使用する許可業者は、当該自動車の外側に、次の各号に掲げる表示をしなければならない。

(平24規則14・平29規則21・改)

(1)　事業系一般廃棄物を収集運搬する自動車にあっては、事業系ごみ収集車

(2)　ふん尿を収集運搬する自動車にあっては、し尿収集車

(3)　浄化槽汚でいを収集運搬する自動車にあっては、浄化槽汚でい収集車
2　許可業者は、車両の両側面に当該許可業者の氏名、名称又は記号及び前項該当各号の表示をするほか、後方面に市長が指定する番号を表示しなければならない。
（平29規則21・改）
3　前2項の表示文字の大きさは、15センチメートル以上とする。ただし、許可業者の氏名、名称及び記号の表示にあっては、10センチメートル以上とすることができる。
（平29規則21・改）
4　事業系一般廃棄物を収集運搬する許可業者は、車両の両側面に黒色の斜線(斜線の幅は、25センチメートルとする。)を引かなければならない。
（平24規則14・平29規則21・改）
(業務従事者の身分証明)
第21条　市長は、許可業者その他の当該業務に従事するものに対し、その身分を示す一般廃棄物収集運搬業等従業員証(第23号様式)を発行するものとする。
（平29規則21・改）
2　許可業者は、従事者に常に従業員証を所持させなければならない。
（平29規則21・改）
3　従業員証の有効期限は、当該従事者が属する許可業者の許可の期間内とする。
（平29規則21・改）
4　従事者が、退職その他の理由により、一般廃棄物の収集運搬又は処分に従事しなくなったときは、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、当該従業員証を返納しなければならない。
（平29規則21・改）
(一般廃棄物収集運搬業等に係る廃止等)
第22条　法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物収集運搬業等廃止・変更届書(第24号様式)により行うものとする。
（平29規則21・改）
(許可の取消)
第23条　市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
（平29規則21・改）
(1)　法、条例又はこの規則に違反したとき。
(2)　偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
(3)　法第7条第3項に規定する許可の基準又は許可証の許可条件に適合しなくなったとき。
(4)　正当な理由がなく1月以上業務の全部又は一部を休止したとき。
(5)　市外から排出された廃棄物を市の処理施設に運搬し、処分したとき。
(6)　その他市長の指示に従わず、不適正な行為を行ったとき。
2　市長は、前項の規定により許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、一般廃棄物／収集運搬／処分／業許可取消書(第25号様式)又は一般廃棄物／収集運搬／処分／業業務停止命令書(第26号様式)により行うものとする。
（平29規則21・改）
(許可証の返還)
第24条　許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。
（平29規則21・改）
(1)　法第7条の3第1項の規定により許可を取り消されたとき。
(2)　当該許可に係る事業の全部を廃止したとき。
(浄化槽清掃業の許可申請)
第25条　浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(第27号様式)を市長に提出しなければならない。
（平29規則21・改）
第26条　厚生省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第10条第2項第5号に規定する市長が必要と認める添付書類は、次の事項を記載したものとする。
（平29規則21・改）
(1)　代表者の本籍及び生年月日
(2)　代表者及び従業員の業務経験年数
(3)　専門的知識を有する者の氏名及び資格証明の写し
(4)　汚泥等の収集、運搬及び処分の方法
(5)　浄化槽の清掃実績
(6)　取扱料金
(7)　前各号に定めるもののほか市長が必要と認める事項
(浄化槽清掃業の許可)
第27条　市長は、浄化槽法第35条第4項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(第28号様式)を申請者に交付するものとする。
（平29規則21・改）
2　浄化槽清掃業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は損傷したときは、速やかに市長に許可証再交付申請書(第29号様式)を提出し、許可証の再交付を受けなければならない。
（平29規則21・改）
3　許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
（平29規則21・改）
(排せつ基準)
第28条　条例別表第1第1項第2号の規則で定める排せつ基準量は、1人1月36リットルとする。
（平29規則21・改）
(汲取作業困難の基準)
第29条　条例別表第1第1項第6号に掲げる汲取作業が特に困難であると市長が認める場合は、次の各号に定める基準の一に該当する場合において認定するものとする。
（平29規則21・改）
(1)　遠距離のため他人の宅地内にホースを通し汲取る場合
(2)　家屋の床上にホースを通し汲取る場合
(3)　便槽までの通路が狭いため汲取作業が困難な場合
(申請書等)
第30条　次の各号に掲げる申請書等の様式は、当該各号に定めるとおりとする。
（平31規則41、令元規則6・改）
(1)　法第8条第2項の申請書　一般廃棄物処理施設設置許可申請書(第30号様式)
(2)　省令第4条の4第1項の申請書　一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(第31号様式)
(3)　省令第4条の4の2の申請書　一般廃棄物処理施設定期検査申請書(第32号様式)
(4)　省令第4条の17の報告書　特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(第33号様式)
(5)　省令第5条の3第1項の申請書　一般廃棄物処理施設変更許可申請書(第34号様式)
(6)　省令第5条の4の2第1項又は第5条の9の2第1項の届出書　一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(第35号様式)
(7)　省令第5条の5第1項又は第5条の10第1項の届出書　一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了届出書(第36号様式)
(8)　省令第5条の5の2第1項又は第5条の5の2の2第1項若しくは第5条の10の2第1項の申請書　一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(第37号様式)
(9)　省令第5条の5の5第1項の申請書　熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定申請書(第38号様式)
(10)　省令第5条の5の10第1項の届出書　熱回収一般廃棄物処理施設休廃止等届出書(第39号様式)
(11)　省令第5条の5の11第1項の報告書　熱回収一般廃棄物処理施設熱回収報告書(第40号様式)
(12)　法第9条の3第1項の規定による届出書　一般廃棄物処理施設設置届出書(第41号様式)
(13)　省令第5条の8第1項の届出書　一般廃棄物処理施設変更届出書(第42号様式)
(14)　省令第5条の10の3の協議書　非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置協議書(第43号様式)
(15)　法第9条の3の3第1項の規定による届出書　非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(第43号様式の2)
(16)　省令第5条の10の10の届出書　非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書(第43号様式の3)
(17)　省令第5条の10の12の届出書　非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(第43号様式の4)
(18)　省令第5条の11第1項の申請書　一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(第44号様式)
(19)　省令第5条の12第1項の申請書　合併・分割認可申請書(第45号様式)
(20)　省令第6条第1項の届出書　相続届出書(第46号様式)
(21)　省令第12条の7の17第2項の届出書　産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(第47号様式)
(22)　省令第12条の7の17第5項の規定による届出書　産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設届出事項変更(廃止)届出書(第48号様式)
(廃棄物処理施設の設置許可証の交付)
第31条　市長は、法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定による当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証(第49号様式。以下「許可証」という。)を交付するものとする。
（平31規則41）
2　前項に規定する許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は損傷したときは、速やかに廃棄物処理施設設置(変更)許可証再交付申請書(第50号様式)を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。
（平31規則41）
3　前項の場合において、再交付の申請の理由が許可証の破損又は汚損であるときは、当該破損又は汚損した許可証を添付しなければならない。
（平31規則41）
(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の結果通知)
第32条　市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を一般廃棄物処理施設使用前検査結果通知書(第51号様式)により通知するものとする。
（平31規則41）
(一般廃棄物処理施設の定期検査の結果通知)
第33条　市長は、法第8条の2の2第1項の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書(第52号様式)により通知するものとする。
（平31規則41）
(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の結果通知)
第34条　市長は、法第9条第5項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)又は法第9条の2の3第2項の規定による確認をしたときは、一般廃棄物最終処分場廃止確認通知書(第53号様式)により通知するものとする。
（平31規則41）
(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定証の交付)
第35条　市長は、法第9条の2の4第1項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定をしたときは、熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定証(第54号様式)を交付するものとする。
（平31規則41）
(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設設置等に係る確認の通知)
第36条　法第9条の3第4項ただし書(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、一般廃棄物処理施設確認通知書(第55号様式)によるものとする。
（平31規則41）
(市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の同意)
第37条　市長は、法第9条の3の2第1項の規定による同意をしたときは、非常災害に係る一般廃棄物処理施設同意書(第56号様式)を交付するものとする。
（平31規則41）
(非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置等に係る確認の通知)
第37条の2　法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する第9条の3第4項ただし書(同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設確認通知書(第56号様式の2)によるものとする。
（令元規則6）
(廃棄物処理施設の譲受け等許可証の交付)

第38条　市長は、法第9条の5第1項の規定による許可をしたとき、又は法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の5第1項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設譲受け(借受け)許可証(第57号様式)を交付するものとする。
(平31規則41)
(廃棄物許可施設設置者の合併等認可証の交付)
第39条　市長は、法第9条の6第1項の規定による認可をしたとき、又は法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の6第1項の規定による認可をしたときは、一般廃棄物(産業廃棄物)許可施設設置者合併(分割)許可証(第58号様式)を交付するものとする。
(平31規則41)
(廃棄物許可施設設置者相続届出の受理書の交付)
第40条　市長は、法第9条の7第2項の規定による届出を受理したとき、又は法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の規定による届出を受理したときは、一般廃棄物(産業廃棄物)許可施設設置者相続届出受理書(第59号様式)を交付するものとする。
(平31規則41)
(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出の受理)
第41条　省令第12条の7の17第4項の受理書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出受理書(第60号様式)とする。
(平31規則41)
2　市長は、省令第12条の7の17第5項の規定による変更の届出を受理したときは、前項の受理書に当該変更に係る事項を追記し、交付するものとする。
(平31規則41)
(再生利用業の指定の申請等)
第42条　省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定(以下「再生利用業指定」という。)を受けようとする者(市長が別に定める者を除く。)は、再生利用業指定申請書(第61号様式)を市長に提出しなければならない。
(平31規則41)
2　市長は、再生利用業指定をしたときは、再生利用業指定証(第62号様式。以下「指定証」という。)を交付するものとする。
(平31規則41)
3　再生利用業指定を受けた者(以下「再生利用業指定業者」という。)は、その再生利用業指定の事業の範囲の変更をしようとするときは、再生利用業変更指定申請書(第63号様式)に指定証を添えて市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
(平31規則41)
4　再生利用業指定業者は、その再生利用業指定の事業の範囲の全部又は一部を廃止するときは、再生利用業廃止届出書(第64号様式)に指定証を添えて市長に提出しなければならない。
(平31規則41)
5　再生利用業指定業者は、再生利用業指定に係る次に掲げる事項に変更が生じたときは、再生利用業変更届出書(第65号様式)に指定証を添えて市長に提出しなければならない。
(平31規則41)
(1)　住所
(2)　氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
(3)　事業場の所在地
(4)　再生利用の目的
(5)　取引関係
6　第2項の規定は、第3項の事業の範囲の変更、第4項の規定による事業の範囲の一部の廃止及び前項の変更について準用する。
(平31規則41)
7　再生利用業指定業者は、指定証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、再生利用業指定証再交付申請書(第66号様式)に、破損し、又は汚損した指定証を添えて市長に提出するものとする。
(平31規則41)
8　指定証の再交付を受けた者は、亡失した指定証を発見したときは、直ちに当該指定証を市長に返還しなければならない。
(平31規則41)
(欠格要件に係る届出)
第43条　次の各号に掲げる届出書の様式は、当該各号に定めるところによる。
(平31規則41)
(1)　省令第10条の10の3又は第10条の24の届出書　欠格要件に係る届出書(第67号様式)
(2)　省令第5条の5の3又は第12条の11の3の届出書　欠格要件に係る届出書(第68号様式)
(産業廃棄物処理業者等に係る実績報告書の徴収)
第44条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める様式により、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分の実績を記載した報告書を市長に提出しなければならない。
(平31規則41)
(1)　(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者(甲府市内のみにおいて収集運搬の許可を受けたものに限る。)　産業廃棄物収集運搬業実績報告書(第69号様式)
(2)　(特別管理)産業廃棄物処分業者　産業廃棄物処分業実績報告書(第70号様式)
(3)　産業廃棄物処理施設設置事業者　産業廃棄物処理実績報告書(第71号様式)
(最終処分場埋立終了届出台帳)
第45条　法第19条の12第1項の台帳は、最終処分場埋立終了届出台帳(第72号様式)とする。
(平31規則41)
(最終処分場埋立終了届台帳の閲覧)
第46条　法第19条の12第3項の規定による台帳又はその写しの閲覧(以下「台帳の閲覧」という。)の場所は、甲府市環境部とする。
(平31規則41)
2　台帳の閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
(平31規則41)
3　次に掲げる日においては、台帳の閲覧をすることができない。
(平31規則41)
(1)　日曜日及び土曜日
(2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(3)　12月29日から同月31日までの日、1月2日及び同月3日
4　前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、台帳の閲覧に供しない日を設け、又は台帳の閲覧の時間を変更することができる。
(平31規則41)
5　台帳の閲覧をしようとする者は、廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳閲覧請求書(第73号様式)を市長に提出しなければならない。
(平31規則41)
6　台帳の閲覧を請求した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(平31規則41)
(1)　職員の指示に従って台帳の閲覧をすること。
(2)　台帳又はその写しを汚損し、又は毀損しないこと。
(3)　他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。
7　市長は、台帳の閲覧の請求をした者が前項の規定に違反したときは、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。
(平31規則41)
(事故状況等の届出)
第47条　法第21条の2第1項の規定による届出は、特定処理施設に係る事故状況等届出書(第74号様式)によらなければならない。
(平31規則41)
(申請書等の提出部数)
第48条　法、政令、省令及びこの規則により市長に提出する申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。
(平31規則41)
(1)　第30条第1号に規定する一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び同条第5号に規定する一般廃棄物処理施設変更許可申請書　正副各1部
(2)　その他の申請書等　1部
(雑則)
第49条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
(平29規則21・平31規則41・改)
附　則
1　この規則は、平成6年1月1日から施行する。
2　この規則の施行前に、改正前の甲府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によってした申請、届出、処分その他の行為で、この規則に相当規定があるものは、この規則の相当規定によってした申請、届出、処分その他の行為とみなす。
附　則(平成7年8月31日規則第26号)
この規則は、平成7年9月1日から施行する。
附　則(平成13年3月30日規則第25号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附　則(平成14年3月29日規則第6号)
1　この規則は、平成14年4月1日から施行する。
2　この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附　則(平成16年3月31日規則第1号)抄
1　この規則は、平成16年4月1日から施行する。
附　則(平成16年3月31日規則第15号)
この規則は、平成16年4月1日から施行する。
附　則(平成17年7月1日規則第28号)
1　この規則は、公布の日から施行する。
2　この規則による改正後の第18条第2項の規定は、平成17年7月1日以後に処理する浄化槽汚泥に係る処理手数料から適用し、同日前に処理した浄化槽汚泥に係る処理手数料については、なお従前の例による。
附　則(平成18年3月31日規則第34号)抄
1　この規則は、平成18年4月1日から施行する。
附　則(平成24年3月30日規則第14号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
附　則(平成28年3月31日規則第30号)
1　この規則は、平成28年4月1日から施行する。
2　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附　則(平成29年3月31日規則第21号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。
附　則(平成31年3月29日規則第41号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。
附　則(令和元年6月28日規則第6号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(令和3年3月30日規則第17号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。
附　則(令和4年3月31日規則第5号)抄

1　この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第8条の3関係)

(平24規則14、平31規則41・改)

指定排出物	区分		品目
	紙類		紙箱、紙袋、紙パック、広告紙、雑誌、新聞紙、段ボール、包装紙、本
	びん類		一升びん、ドリンクびん、ビールびん
	金属類	あ	アイロン、網戸、アルミ缶、アルミサッシ、アルミホイール、アンプ、一輪車、MDレコーダー、オーブントースター、おたま
		か	カーテンレール、加湿器、カセットコンロ、鎌、カメラ、ガスコンロ、脚立、金庫、くわ、ケーブル、ゲーム用ソフト、工具、米びつ、ゴルフクラブ
		さ	三輪車、CDプレーヤー、収納棚、照明器具、自転車、ジャッキ、スキーのストック、スコップ、スチール缶、スチール棚、スチールテーブル、スピーカー、スプーン、石油ストーブ、扇風機
		た	チェーン、チューナー、手押し車、鉄アレイ、鉄線、鉄板、DVDレコーダー、電気コード、電気こたつ、電気炊飯器、電気ストーブ、電気掃除機、電気ポット、電子レンジ、台車、トースター、トタン、銅線
		な	なべ
		は	バケツ、パイプ、パイプベット、ビデオデッキ、ファンヒーター、フライパン、プリンター、ヘアドライヤー、包丁、ホットプレート
		ま	ミシン、物干し竿
		や	やかん、湯沸かし器
		ら	ラジオ、ラジオカセットレコーダー、レコードプレーヤー、ロッカー
		わ	ワードプロセッサー
		その他金属を含む物	

第1号様式(第6条関係)

第1号様式(第6条関係)

事業系一般廃棄物減量化等計画書

事業所所在地	電話(　　)　FAX(　　)	廃棄物管理担当部課名	
事業所名		廃棄物管理責任者職・氏名・連絡先	
代表者氏名		事業職種	電話(　　)
		契約廃棄物処理業者	業者名
			所在地
			連絡先　(　　)　担当者名

(あて先)甲府市長　　年　月　日

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第6条第1項の規定により提出します。

ごみの種類			年間発生量(kg) A	処理区分 再生利用量(kg)B	処分量(kg)C	再利用率 B/A(%)
可燃物	紙類	上質・OA紙				
		再生紙				
		段ボール				
		新聞・雑誌				
		紙類小計				
	厨芥類					
	古布類・その他					
可燃物計 (1)						
不燃物	金属類					
	プラスチック類					
	瓶類					
不燃物計 (2)						
粗大ごみ (3)						
合計 (1)+(2)+(3)			kg	kg	kg	kg

資源回収再生業者	再生資源種類	業者名	所在地
	紙類		
	厨芥類		
	その他可燃物		
	金属類		
	プラスチック類		
	瓶類		

ごみ減量及び再利用の現況

今年度の目標

1　今後の取組み

2　前年度との比較

第2号様式(第6条関係)

(平14規則6・改)

第2号様式(第6条関係)

事業系一般廃棄物の処理の実績書

年　月　日

(あて先)甲府市長

住　所

氏　名　　㊞

電話番号

(法人にあっては、事業所の所在地 名称、代表者の氏名)

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり報告します。

年　月～　年　月

廃棄物の種類	発生量(t/月)	業者委託料(t/月)	委託業者名	自家処理量(t/月)	その他(t/月)
合計					

注　報告者本人が署名する場合は、押印を省略できます。(法人は除く。)

第3号様式(第6条関係)

第3号様式(第6条関係)

事業系一般廃棄物減量化等変更計画書

事業所所在地	電話(　　)　　FAX(　　)	廃棄物管理担当部課名	
事業所名		廃棄物管理責任者職・氏名・連絡先	
代表者氏名		事業職種	電話(　　)
		契約廃棄物処理業者	業者名
			所在地
			連絡先　(　　)　担当者名

(あて先)甲府市長　　年　月　日

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第6条第2項の規定により提出します。

ごみの種類			年間発生量(kg) A	処理区分 再生利用量(kg)B	処分量(kg)C	再利用率 B／A(%)
可燃物	紙類	上質・OA紙				
		再生紙				
		段ボール				
		新聞・雑誌				
		紙類小計				
	厨芥類					
	古布類・その他					
可燃物計 (1)						
不燃物	金属類					
	プラスチック類					
	瓶類					
不燃物計 (2)						
粗大ごみ (3)						
合計 (1)＋(2)＋(3)			kg	kg	kg	kg

資源回収再生業者	再生資源種類	業者名	所在地
	紙類		
	厨芥類		
	その他可燃物		
	金属類		
	プラスチック類		
	瓶類		

ごみ減量及び再利用の現況

今年度の目標

1　今後の取組み

2　前年度との比較

第4号様式(第7条関係)

第4号様式(第7条関係)

甲府市指令第　　号
年　月　日

勧告書

住　所
氏　名　　様

甲府市長　　印

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第15条第4項の規定により、次のとおり勧告します。

勧告の内容	

第5号様式(第8条関係)

(平14規則6・改)

第5号様式(第8条関係)

事業系一般廃棄物管理責任者
選　任（変　更）届　出　書

甲府市一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第16条の規定により下記のとおり事業系一般廃棄物管理責任者を選任(変更)したので届出ます。

事　業　所　名		
所　在　地		
事業系一般廃棄物管理責任者の氏名及び役職名等	氏　名	
	所属名及び役職名	
変更前の管理責任者の氏名及び役職名等	氏　名	
	所属名及び役職名	

(あて先)甲府市長

事業所名
代表者名　㊞
(届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。(法人は除く。))

第5号様式の2(第8条の4関係)
(平24規則14、平28規則30・平29規則21・改)

第５号様式の２（第８条の４関係）

指令第　　号
年　　月　　日

収集・運搬禁止等命令書

様

甲府市長　　㊞

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第２０条の２第１項の規定に違反したので、同条第２項の規定により、収集し、又は運搬した指定排出物を原状に回復すること及び収集場所に排出された指定排出物を収集し、又は運搬してはならないことを命令します。

なお、この命令に違反した場合には、条例第３４条の規定により、２０万円以下の罰金に処されることがあります。

命令の原因となる事実

１　日　　時　　年　　月　　日　　時　　分頃
２　場　　所　　甲府市
３　違 反 行 為　指定排出物（　　）を上記場所より、収集し、又は運搬（している。・した。）
４　車両番号等
５　備　　考

審査請求等について

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告(訴訟において市を代表する者は市長になります。)として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式から第8号様式まで　削除
(平29規則21)

第9号様式(第11条関係)
(平14規則6・平29規則21・改)

第9号様式(第11条関係)

一般廃棄物保管施設設置等協議書

年　　月　　日

(あて先)甲府市長

住　　所

申請者　氏　　名　　㊞

電話番号

〔法人にあっては、事務所の所在地、名称、代表者の氏名〕

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第11条の規定により、次のとおり申請いたします。

1　建築物の概要

設置場所		
建築主		住所 氏名　　電話(　　)
設計者		住所 氏名　　電話(　　)
工事施行者		住所 氏名　　電話(　　)
建築物の名称		
建築物の用途		
敷地面積		㎡
建築物	延べ面積	(内訳)住宅用部分　㎡ ㎡　事業用部分　㎡
	構造	造　地下　階　地上　階
工事着手年月日		年　月　日
工事完成予定年月日		年　月　日
使用開始予定年月日		年　月　日

2　保管場所等

保管場所		箇所　㎡
保管設備	種別	
	容量	
	設置数	

3　添付書類

(1)　建築物の案内図、配置図

(2)　保管場所等の位置図

(3)　保管場所等の構造図

(注)　申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。(法人は除く。)

第10号様式及び第11号様式　削除

(平29規則21)

第12号様式(第13条関係)

(平14規則6・平29規則21・改)

第12号様式(第13条関係)

年　　月　　日

(あて先)甲府市長

住　　所

申請者　氏　　名　　㊞

〔申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。(法人は除く。)〕

電話番号

一般廃棄物処理手数料減免申請書

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第13条の規定により手数料の減免を受けたいので、理由を証明する書類を添えて申請いたします。

減免の理由	
期間	
減免の金額	

第13号様式(第15条関係)

(平14規則6・平29規則21・改)

第13号様式(第15条関係)

一般廃棄物収集・運搬状況報告書

年　　月　　日

(あて先)甲府市長

住　　所

申請者　氏　　名

電話番号

(法人にあっては、事業所の所在地
名称、代表者の氏名)

年　　月の業務実績を甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第31条の規定により、次のとおり報告いたします。

取扱一般廃棄物の種別		実働延人員			
契約事業所数		稼働延車両			
種類	収集運搬量	処分量	処分量内訳		
			市施設		その他
			焼却	埋立	

第14号様式(第15条関係)

(平14規則6・平29規則21・改)

第14号様式(第15条関係)

一般廃棄物処分状況報告書

年　　月　　日

(あて先)甲府市長

住　　所

申請者　氏　　名

電話番号

(法人にあっては、事業所の所在地
名称、代表者の氏名)

年　　月の業務実績を甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第31条の規定により、次のとおり報告いたします。

取扱一般廃棄物の種別		実働延人員			
契約事業所数		稼働延車両			
種類	収集運搬量	処分量	処分量内訳		
			市施設		その他
			焼却	埋立	

第15号様式(第15条関係)

(平14規則6・平29規則21・改)

第15号様式(第15条関係)

し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬状況報告書

年　　月　　日

(あて先)甲府市長

住　　所
氏　　名
電話番号

(法人にあっては、事業所の所在地
名称、代表者の氏名)

年　　月分

区分	町　名	種　別	普　通　世　帯		普通世帯以外のもの	
			収集世帯数	収 集 量	収集件数	収 集 量
し尿及び浄化槽汚泥		し　尿	世帯	1	件	1
		浄化槽	世帯	1	件	1
		し　尿	世帯	1	件	1
		浄化槽	世帯	1	件	1
		し　尿	世帯	1	件	1
		浄化槽	世帯	1	件	1
		し　尿	世帯	1	件	1
		浄化槽	世帯	1	件	1
		し　尿	世帯	1	件	1
		浄化槽	世帯	1	件	1
		し　尿	世帯	1	件	1
		浄化槽	世帯	1	件	1
		し　尿	世帯	1	件	1
		浄化槽	世帯	1	件	1
		し　尿	世帯	1	件	1
		浄化槽	世帯	1	件	1
	会　　計	し　尿	世帯	1	件	1
		浄化槽	世帯	1	件	1

第16号様式(第16条関係)
(平29規則21・改)

第16号様式(第16条関係)

第　　号

身　分　証　明　書

所属
職名
氏名

上記の職員は、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第32条第1項の規定により、立入調査を行う権限者であることを証明する。

年　　月　　日

甲府市長　　㊞

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(抜粋)

(立入調査)

第32条　市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第17号様式(第17条関係)
(平14規則6・平29規則21・改)

第17号様式(第17条関係)

年　　月　　日

(あて先)甲府市長

住　　所
申請者　氏　　名　　㊞
電話番号

(法人にあっては、事業所の所在地
名称、代表者の氏名)

一般廃棄物収集運搬業 許　　可 / 許可更新 申請書

住　所	氏　名
本　籍	生年月日　　年　　月　　日
営業所の所在地	
一般廃棄物の取扱種別	
車庫等の所在地及び面積	
従業員数　男　　人 女　　人　　計　　人	

(注)　1　この申請書は、一般廃棄物の取扱種別ごとに提出してください。
　　2　申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。(法人は除く。)

添付書類

1　申請者の身分証明書
2　従業員の住民票の写し
3　営業所、車庫等の所在地の見取図
4　法人にあっては、定款の写し及び登記簿謄本
5　使用車両の自動車検査証及び任意の自動車保険証の写し
6　使用車両の両側面及び後方位の写真各1枚

第18号様式(第17条関係)
(平14規則6・平29規則21・改)

第18号様式(第17条関係)

年　　月　　日

(あて先)甲府市長

住　　所
申請者　氏　　名　　㊞
電話番号

(法人にあっては、事業所の所在地
名称、代表者の氏名)

一般廃棄物処分業 許　　可 / 許可更新 申請書

住　所	氏　名
本　籍	生年月日　　年　　月　　日
営業所の所在地	
一般廃棄物の取扱種別	
車庫等の所在地及び面積	
従業員数　男　　人 女　　人　　計　　人	

(注)　1　この申請書は、一般廃棄物の取扱種別ごとに提出してください。
　　2　申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。(法人は除く。)

添付書類

1　申請者の身分証明書
2　従業員の住民票の写し
3　営業所、車庫等の所在地の見取図
4　法人にあっては、定款の写し及び登記簿謄本
5　使用車両の自動車検査証及び任意の自動車保険証の写し
6　使用車両の両側面及び後方位の写真各1枚

第19号様式(第17条関係)
(平14規則6・平29規則21・改)

第19号様式(第17条関係)

一般廃棄物収集運搬業／処分業の事業範囲変更許可申請書

年　　月　　日

(あて先)甲府市長

住　　所
申請者　氏　　名　　㊞
電話番号

(法人にあっては、事業所の所在地
名称、代表者の氏名)

年　　月　　日　　甲府市指令第　　号で許可を受けた　　業の許可事項について、次のとおり変更したいので甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第17条第2項の規定により申請いたします。

変更事項	変更前	変更後
変更予定年月日	年　　月　　日	
変更の理由		

(注)　申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。(法人は除く。)

添付書類

変更しようとする事項を称する書類

第20号様式(第18条関係)

(平29規則21・改)

第20号様式(第18条関係)

甲府市指令第　　号

一般廃棄物収集運搬業許可証

様

年　　月　　日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業を次のとおり許可する。

年　　月　　日

甲府市長　　印

営業所の所在地及び名称	
取扱種別	
区域	
車両数	
期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
条件	

第21号様式(第18条関係)

(平29規則21・改)

第21号様式(第18条関係)

甲府市指令第　　号

一 般 廃 棄 物 処 分 業 許 可 証

様

年　　月　　日付けで申請のあった一般廃棄物処分業を次のとおり許可する。

年　　月　　日

甲府市長　　印

営業所の所在地及び名称	
取扱種別	
区域	
車両数	
期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
条件	

第22号様式(第18条関係)

(平14規則6・平29規則21・改)

第22号様式(第18条関係)

年　　月　　日

(あて先)甲府市長

住　所
申請者　氏　名　　㊞
電話番号

(法人にあっては、事業所の所在地、名称、代表者の氏名)

許 可 証 再 交 付 申 請 書

一般廃棄物収集運搬・処分業の許可証を亡失(き損、汚損)したので、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第18条第2項の規定により許可証の再交付を申請いたします。

亡失(き損又は汚損)した許可証	許可年月日	年　　月　　日
	番　　号	甲府市指令　　第　　号

(注)　申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。(法人は除く。)

添付書類

き損又は汚損した場合は、当該許可証

第23号様式(第21条関係)

(平29規則21・改)

第23号様式(第21条関係)

(表)

従業員証第　　号

写 真	一般廃棄物収集運搬業等従業員証 取扱の種類 業　者　名 住　　所 氏　　名 生年月日　　年　　月　　日

上記の者は、　　従業員であることを証明する。

年　　月　　日

甲府市長　　印

(裏)

この証の有効期限は、発行日から1年とする。

ただし、従業員の資格を消滅した場合は、その日から無効とする。

無効となった証は、直ちに返還すること。

第24号様式(第22条関係)

(平14規則6・平29規則21・改)

第24号様式(第22条関係)

一般廃棄物収集運搬業等廃止・変更届書

年　　月　　日

(あて先)甲府市長

住　　所

申請者　氏　　名　　㊞

電話番号

(法人にあっては、事業所の所在地
名称、代表者の氏名)

一般廃棄物収集運搬業等を(変更・廃止)したので、次のとおり届出します。

変更・廃止年月日	年　　月　　日

(注)　申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。(法人は除く。)

第25号様式(第23条関係)

(平29規則21・改)

第25号様式(第23条関係)

甲府市指令第　　号
年　　月　　日

一般廃棄物収集運搬業許可取消書
処　　分

住　　所
氏　　名　　様

甲府市長　　印

年　　月　　日付け、甲府市指令第　　号で許可した
　業については、　　の規定に基づき、次のとおり許可を取り消します。

1　取消事項

2　取消理由

3　教示事項

第26号様式(第23条関係)
(平29規則21・改)

第26号様式(第23条関係)

甲府市指令第　　号
年　　月　　日

一般廃棄物収集運搬業業務停止命令書
処　　分

住　　所
氏　　名　　様

甲府市長　　印

年　　月　　日付け、甲府市指令第　　号で許可した
　業については、　　の規定に基づき、次のとおり業務の停止を命じます。

1　停止を命ずる事項

2　停止期間

3　停止を命ずる理由

4　教示事項

第27号様式(第25条関係)
(平14規則6・平29規則21・改)

第27号様式(第25条関係)

年　　月　　日

(あて先)甲府市長

住　　所
申請者　氏　　名　　㊞
電話番号

(法人にあっては、事業所の所在地
名称、代表者の氏名)

浄化槽清掃業許可申請書

住　所	氏　名
本　籍	生年月日　　年　　月　　日
営業所の所在地	
事業の用に供する施設の概要	
代表者の業務経験年数	
従業員の業務経験年数	
作業器具の保管場所及び面積	
専門的知識を有する者の氏名	
従業員数　男　　人 女　　人	計　　人

(注)　申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。(法人は除く。)

添付書類

1　申請者の身分証明書及び住民票の写し
2　従業員の住民票の写し
3　営業所所在地及び作業器具の保管場所の見取図
4　作業器具の種類及び数量
5　申請者が浄化槽に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有する旨を記載した書類
6　法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本
7　専門的知識を有する者の資格証明の写し
8　申請者(申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年と同一の能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人又はその役員を含む。)が浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
9　汚泥等の収集運搬及び処分の別
10　取扱料金
11　浄化槽の清掃実績

第28号様式(第27条関係)
(平29規則21・改)

第28号様式(第27条関係)

甲府市指令第　　号

浄化槽清掃業許可証

様

年　　月　　日付けで申請のあった浄化槽清掃業を次のとおり許可する。

年　　月　　日

甲府市長　　印

営業所の所在地及び名称	
取扱種別	
区域	
車両数	
期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
条件	

第29号様式(第27条関係)
(平14規則6・平29規則21・改)

第29号様式(第27条関係)

年　　月　　日

(あて先)甲府市長

住　　所
申請者　氏　　名　　㊞
電話番号

(法人にあっては、事業所の所在地、名称、代表者の氏名)

許　可　証　再　交　付　申　請　書

浄化槽清掃業の許可証を亡失(き損、汚損)したので、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第27条第2項の規定により許可証の再交付を申請いたします。

亡失(き損又は汚損)した許可証	許　可　年　月　日	年　　月　　日
	番　　号	甲府市指令　　第　　号

(注)　申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。(法人は除く。)

添付書類

き損又は汚損した場合は、当該許可証

第30号様式(第30条関係)

(平31規則41)

第３０号様式（第３０条関係）

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着工予定年月日	年　　月　　日
使用開始予定年月日	年　　月　　日
※許可の年月日	年　　月　　日
※許可番号	
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	㎥／日（　）時間 ｔ／日（　）時間 ㎥／時間 ｔ／時間 面積　　㎡ 埋立容量　　㎥

△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水：量	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水：処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄		

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分・委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分・委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

法定代理人（申請者が法第７条第５項第４号チに規定する未成年者である場合）

（ふりがな） 氏　　名	住所

（法人である場合）	
（ふりがな） 名　　称	住所

役員（法定代理人が法人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	役職名・呼称	住所

役員（申請者が法人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	役職名・呼称	住所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）			
発行済株式の総数	株	出資の額	
（ふりがな） 氏名又は名称	保有する株式の数又は出資の金額	住所又は所在地	
	割合		

政令第４条の７に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
（ふりがな） 氏　　名	役職名・呼称	住所

備考

1　※欄は、記入しないこと。

2　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。

3　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

4　△欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

⑴　一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

⑵　排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

5　△欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

6　「法定代理人」の欄から「政令第４条の７に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

7　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

8　市長が定める部数を提出すること。

添付書類　次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

⑴　当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

⑵　当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書

⑶　最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

⑷　最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあっては、処理工程図

⑸　当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図

⑹　当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

⑺　当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

⑻　申請者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

⑼　申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

⑽　申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

⑾　申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）

⑿　申請者が法第７条第５項第４号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類

⒀　申請者が法第７条第５項第４号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

⒁　申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し

⒂　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記事項証明書

⒃　申請者に政令第４条の７に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

第31号様式(第30条関係)
（平31規則41）

第３１号様式（第３０条関係）

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の２第５項（同法第９条第２項において準用する第８条の２第５項）の規定による一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日 第　　号
設置場所	
竣工の年月日	年　　月　　日
使用開始予定年月日	年　　月　　日
※事務処理欄	

備考　※欄は記入しないこと。

第32号様式(第30条関係)
（平31規則41）

第３２号様式（第３０条関係）

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の２の２第１項の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号
※事務処理欄	

備考　※欄は記入しないこと。

第33号様式(第30条関係)
（平31規則41）

第３３号様式（第３０条関係）

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（　　年度）

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第４条の１７の規定による特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　第　　号
設置の場所	
埋立処分開始年月日	
埋立処分終了予定年月日	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の３月３１日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の４月から９月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	

備考　放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和５２年総理府・厚生省令第１号）第１条第２項第１４号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成１２年総理府・厚生省令第２号）第１条第３号ロの規定により測定したものを記載すること。

第34号様式(第30条関係)
（平31規則41）

第３４号様式（第３０条関係）

（第１面）

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所

氏　　名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第１項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年　　月　　日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあって	変更後	変更前
	は、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	㎥／日（　）時間 t／日（　）時間 ㎥／時間 t／時間 埋立地の面積　㎡ 埋立容量　㎥	㎥／日（　）時間 t／日（　）時間 ㎥／時間 t／時間 埋立地の面積　㎡ 埋立容量　㎥
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年　　月　　日	
使用開始予定年月日		年　　月　　日	
※許可の年月日		年　　月　　日	
※許可番号			
※事務処理欄			

（第２面）

申請者（個人である場合）			
	（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本籍 住所
	（法人である場合）		
	（ふりがな） 名　　称		所在地
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号チに規定する未成年者である場合）			
	（個人である場合）		
	（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本籍 住所
	（法人である場合）		
	（ふりがな） 名　　称		所在地
	役員（法定代理人が法人である場合）		
	（ふりがな） 氏　　名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

役員（申請者が法人である場合）			
	（ふりがな） 氏　　名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

（第３面）

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）			
発行済株式の総数	株	出資の額	
（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍
		割合	住所又は所在地

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

1　※欄は記入しないこと。

2　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書すること。

3　△欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

⑴　一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

⑵　排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図

⑶　排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値

⑷　排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第６条第２項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値

⑸　放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあっては生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場にあっては排水基準を定める省令第１条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値

4　△欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

6　「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

7　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

8　市長が定める部数を提出すること。

第35号様式(第30条関係)
（平31規則41）

第３５号様式（第３０条関係）

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第３項（同法第９条の３第１１項において準用する第９条第３項）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		許可（届出） 年　　月　　日　第　　号
変更の内容	△軽微な変更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更	
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の４（同規則第５条の９において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更（同規則第５条の４第６号関係を除く。）	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の４第６号に掲げる事項	

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
（ふりがな） 名　　称	住所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

廃止若しくは休止又は再開の理由	（廃止・休止・再開の別）
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年　　月　　日

備考

1　△欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

2　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の４第６号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

第36号様式(第30条関係)
（平31規則41）

第３６号様式（第３０条関係）

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分が終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第４項（同法第９条の３第１１項において準用する第９条第４項）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 （電話番号　　）
設置場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可（届出） 年　　月　　日 第　　号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積　　埋立ての深さ　　覆土の厚さ ㎡　　m　　m
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年　　月　　日
埋立処分終了年月日	年　　月　　日
埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状	種類　　数量（㎥）　　性状

第37号様式(第30条関係)
（平31規則41）

第３７号様式（第３０条関係）
（表面）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第５項（同法第９条の３第１１項において準用する第９条第５項）又は同法第９条の２の３第２項の規定による一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設置場所		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可（届出） 年　　月　　日 第　　号	
埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量	種類	数量（㎥）
埋立地の面積及び埋立の深さ	面積　　埋立ての深さ ㎡　　m	
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年　　月　　日	
埋立処分終了年月日	年　　月　　日	

（裏面）

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	

備考

1　地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第１条第２項第１０号の規定により採取された地下水等をいう。

2　保有水等とは、基準省令第１条第３項第６号の規定により集められた保有水等をいう。

3　覆いとは、基準省令第１条第２項第１７号の規定による覆いをいう。

第38号様式(第30条関係)
（平31規則41）

第３８号様式（第３０条関係）

（表面）

熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定申請書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所

氏　　名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項の規定による一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所		
※認定の年月日		年　　月　　日
※認定番号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	％
許可の年月日及び許可番号		年　　月　　日 第　　号
※事務処理欄		

（裏面）

備考

1　※欄は、記入しないこと。

2　設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。

3　設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力）を記載すること。

4　△欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。

⑴　設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。

⑵　設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。

5　熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。

6　熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の５の５第１項第４号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

7　市長が定める部数を提出すること。

第39号様式(第30条関係)

（平31規則41）

第３９号様式（第３０条関係）

熱回収一般廃棄物処理施設休廃止等届出書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第５条の５の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年　　月　　日　第　　号
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年月日	年　　月　　日
廃止、休止又は再開したとき	理由	（廃止・休止・再開の別）
	年月日	年　　月　　日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理由	
	年月日	年　　月　　日
※事務処理欄		

備考

1　※欄は記入しないこと。

2　△欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

3　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

第40号様式(第30条関係)
（平31規則41）

第４０号様式（第３０条関係）

熱回収一般廃棄物処理施設熱回収報告書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の５の１１の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認定の年月日及び認定番号	年　　月　　日　第　　号
年４月１日から年３月３１日までの年間の熱回収率	％
備考　熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の５の５第１項第４号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。	

第41号様式(第30条関係)
（平31規則41）

第４１号様式（第３０条関係）

（表面）

一般廃棄物処理施設設置届出書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

一般廃棄物処理施設を設置するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の３第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着工予定年月日	年　　月　　日
使用開始予定年月日	年　　月　　日
※届出年月日	年　　月　　日

（裏面）

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分・委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分・委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）			㎥／日（　　）時間 t／日（　　）時間 ㎥／時間 t／時間 埋立地の面積　㎡ 埋立容量　㎥
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事務処理欄			

備考

1　※欄は、記入しないこと。

2　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。また、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書すること。

3　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

4　△欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面を含むこと。

(1)　一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2)　排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

5　△欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

第42号様式(第30条関係)
（平31規則41）

第４２号様式（第３０条関係）

一般廃棄物処理施設変更届出書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所

氏　　名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

一般廃棄物処理施設に関する事項を変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の３第８項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の設置の場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の種類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">届出年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">変更の内容</td><td>一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）</td><td>変更後</td><td>変更前</td></tr>
<tr><td>㎥／日（　）時間
t／日（　）時間
㎥／時間
t／時間
埋立地の面積　㎡
埋立容量　㎥</td><td>㎥／日（　）時間
t／日（　）時間
㎥／時間
t／時間
埋立地の面積　㎡
埋立容量　㎥</td></tr>
<tr><td></td><td>△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更の理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">着工予定年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用開始予定年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
</table>

備考

1　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。また、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書すること。

2　△欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

⑴　一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

⑵　排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図

⑶　排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値

⑷　排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第６条第２項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値

⑸　放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあっては生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場にあっては排水基準を定める省令第１条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値

3　△欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

様式第43号(第30条関係)

（平31規則41）

様式第４３号（第３０条関係）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置協議書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の３の２第１項の規定により協議します。

一般廃棄物処理施設を設置をすることが見込まれる場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
一般廃棄物処理施設の処理能力	㎥／日（　）時間 ｔ／日（　）時間 ㎥／時間 ｔ／時間 埋立地の面積　㎡ 埋立容量　㎥

△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事務処理欄			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
※事務処理欄			

注１　※印の欄は、記入しないこと。

２　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書すること。

３　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

４　△欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。

⑴　一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

⑵　排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

５　△欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

第43号様式の2（第30条関係）
（令元規則6）

第４３号様式の２（第３０条関係）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設を設置するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の３の３第１項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着工予定年月日	年　　月　　日
使用開始予定年月日	年　　月　　日
※届出年月日	年　　月　　日
一般廃棄物処理施設の処理能力	㎥／日（　　）時間 ｔ／日（　　）時間 ㎥／時間 ｔ／時間

△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水 量	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分　　委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分　　委託処分
	処分方法	
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
※事務処理欄		

届出者（個人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本籍 住所

（法人である場合）

（ふりがな） 名　　称	所在地

法定代理人（届出者が法第７条第５項第４号チに規定する未成年者である場合）

（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	本籍 住所

役員（届出者が法人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の総数	株	出資の額	
（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍
		割合	住所

政令第４条の７に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

※事務処理欄

注１　※欄は記入しないこと。

２　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書すること。

３　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

４　△欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。

⑴　一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

⑵　排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

５　△欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

６　「区分」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

７　「法定代理人」の欄から「政令第４条の７に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

８　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

第43号様式の3(第30条関係)
（令元規則6）

第４３号様式の３（第３０条関係）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設に関する事項を変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の３の３第３項において読み替えて準用する第９条の３第８項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
届出年月日		年　　月　　日
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更前：㎥／日（　）時間 t ／日（　）時間 ㎥／時間 t ／時間 変更後：㎥／日（　）時間 t ／日（　）時間 ㎥／時間 t ／時間
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	
変更の理由		
着工予定年月日		年　　月　　日
使用開始予定年月日		年　　月　　日
※事務処理欄		

注１　※欄は記入しないこと。
２　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書にすること。
３　△欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。
⑴　一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
⑵　排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
⑶　排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
⑷　排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第６条第２項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
⑸　放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目に係る変更後の数値
４　△欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
５　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

第43号様式の4（第30条関係）
（令元規則6）

第４３号様式の４（第３０条関係）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の３の３第３項において読み替えて準用する第９条第３項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		許可（届出） 年　　月　　日　第　　号
変更の内容	△軽微な変更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更	
	△省令第５条の１０の１１において準用する第５条の４（第３号及び第６号に係る部分を除く。）に掲げる事項の変更	

省令第５条の１０の１１において準用する第５条の４第６号に掲げる事項		
（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

廃止若しくは休止又は再開の理由	（廃止・休止・再開の別）
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年　　月　　日
※事務処理欄	

注１　※欄は記入しないこと。

２　△欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

３　「省令第５条の１０の１１において準用する第５条の４第６号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記入することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

第44号様式(第30条関係)
（平31規則41）

第４４号様式（第３０条関係）

（第１面）

一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所

氏　　名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の５第１項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け・借受けの許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　号
※譲受け等の許可の年月日	年　月　日
※譲受け等の許可番号	
※事務処理欄	

（第２面）

申請者（個人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本籍
		住所

（法人である場合）

（ふりがな） 名　　称	所在地

法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号チに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本籍
		住所

（法人である場合）

（ふりがな） 名　　称	所在地

役員（法定代理人が法人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本籍
	役職名･呼称	住所

役員（申請者が法人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本籍
	役職名･呼称	住所

（第３面）

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額	
（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍
		割合	住所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

1　※欄は記入しないこと。

2　「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

4　市長が定める部数を提出すること。

第45号様式(第30条関係)

(平31規則41)

第４５号様式（第３０条関係）

（第１面）

合併・分割認可申請書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所

氏　　名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の６第１項の規定による合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

①　一般廃棄物処理施設の設置の場所	
②　一般廃棄物処理施設の種類	
③　許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号
④　合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤　合併又は分割の方法及び条件	
⑥　合併又は分割の理由	
⑦　合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年　　月　　日
※認可番号	
※事務処理欄	

（第２面）

⑧　申請者

（ふりがな） 名　　称	住所

⑨　役員

（ふりがな） 氏　　名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

（第４面）

⑬　合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の総数	株	出資の額	
（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍
		割合	住所

⑭　合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人となる者（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

1　※欄は記入しないこと。

2　申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。

3　⑨～⑭の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

4　⑨及び⑫の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

5　市長が定める部数を提出すること。

第46号様式(第30条関係)
（平31規則41）

第４６号様式（第３０条関係）

（表面）

相続届出書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所

氏　　名　　㊞

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の７第２項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　第　　号
相続の開始の日	年　　月　　日
※事務処理欄	

（裏面）

相続人		
（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本籍
		住所

法定代理人（相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号チに規定する未成年者である場合）		
（個人である場合）		
（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本籍
		住所
（法人である場合）		
（ふりがな） 名　　称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）		
（ふりがな） 氏　　名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

1　※欄は記入しないこと。

2　「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3　市長が定める部数を提出すること。

4　この届出書は、相続の日から３０日以内に提出すること。

第47号様式(第30条関係)

（平31規則41）

第４７号様式（第３０条関係）

（表面）

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所

氏　　名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の２の５第１項の規定により、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等について、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第１２条の７の１６第１項第４号の２に掲げる施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日 第　　号
処理開始予定年月日	年　　月　　日
産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）	t／日（　　）時間 t／時間 埋立地の面積　　㎡ （既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。） 埋立地の残余容量　　㎥
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の２第４項の規定により産業廃棄物処理施設に係る同法第１５条第１項の許可に付された条件	
△産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第１２条の７の１６第１項第４号の２に掲げる施設である場合にあっては石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が同項第５号の２又は第６号に掲げる施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあっては水銀処理物の処理量を含む。）の見込み	

備考

1　産業廃棄物処理施設の種類については、破砕施設、焼却施設、溶融施設又は最終処分場の別を記入すること。

2　△欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

（裏面）

添付書類

1　当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第１２条の５に規定する許可証の写し

2　他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては、次に掲げるいずれかの書類

⑴　産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類

⑵　専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類

⑶　省令第２条の３第１号、第２号、第４号又は第６号に該当する者であることを示す書類

⑷　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第５条の９に規定する認定証の写し

⑸　他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類

第48号様式(第30条関係)

（平31規則41）

第４８号様式（第３０条関係）

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設変更（廃止）届出書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

産業廃棄物処理施設の種類の変更（処理する産業廃棄物の種類の変更、一般廃棄物の処理の事業の廃止）をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第１２条の７の１７第５項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容（変更があった場合）	産業廃棄物処理施設の種類	
	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第１２条の７の１６第１項第４号の２に掲げる施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）	
	変更年月日	年　　月　　日
一般廃棄物の処理の事業の廃止年月日		年　　月　　日
届出年月日		年　　月　　日

備考

１　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
２　この届出書は、変更又は廃止の日から１０日以内に提出すること。
３　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の２の５第１項の規定による届出書に基づき交付された受理書を添付すること。

第49号様式(第31条関係)
（平31規則41）

第４９号様式（第３１条関係）

一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証

年　　月　　日

住　　所
氏　　名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項（第９条第１項）の規定により、設置（変更）の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

甲府市長　　印

許可の年月日		許可番号	
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
留意事項	１　施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 ２　計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 ３　施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

第50号様式(第31条関係)
（平31規則41）

第５０号様式（第３１条関係）

廃棄物処理施設設置（変更）許可証再交付申請書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第３１条第２項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

種別	一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証
許可年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号
再交付申請の理由	

備考　破損し、又は汚損した場合にあっては、当該破損し、又は汚損した許可証を添付すること。

第51号様式(第32条関係)
（平31規則41）

第５１号様式（第３２条関係）

一般廃棄物処理施設使用前検査結果通知書

第　　号
年　　月　　日

様

甲府市長　　印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の２第５項（同法第９条第２項において準用する第８条の２第５項）の規定による一般廃棄物処理施設の検査の結果を通知します。

許可年月日及び許可番	年　　月　　日　　第　　号
設置場所	
種類・能力	
検査申請年月日	年　　月　　日
竣功年月日	年　　月　　日
検査年月日	年　　月　　日
検査結果	当該一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の２第５項（同法第９条第２項において準用する第８条の２第５項）に規定する申請書に記載した設置に関する計画に 適合している。 適合していない。
備考	

第52号様式(第33条関係)
（平31規則41）

第５２号様式（第３３条関係）

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

第　　号
年　　月　　日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の２の２第１項の規定による定期検査の結果について、次のとおり通知します。

甲府市長　　印

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年　　月　　日
備考	

第53号様式(第34条関係)
（平31規則41）

第５３号様式（第３４条関係）

一般廃棄物最終処分場廃止確認通知書

第　　号
年　　月　　日

様

甲府市長
印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第５項（同法第９条の３第１１項において準用する第９条第５項）又は第９条の２の３第２項の規定による確認をしたので、通知します。

許可年月日及び許可番号又は届出年月日	年　　月　　日 第　　号
設置場所	
確認申請年月日	年　　月　　日
確認年月日	年　　月　　日
確認結果	当該一般廃棄物最終処分場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第５項（同法第９条の３第１１項において準用する場合を含む。）又は第９条の２の３第２項に規定する技術上の基準に適合している。
備考	

第54号様式(第35条関係)
（平31規則41）

第５４号様式（第３５条関係）

熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定証

年　　月　　日

住　所

氏　名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項の規定による一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

甲府市長　　印

認定の年月日	年　　月　　日
認定の有効年月日	年　　月　　日
認定番号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	１　毎年６月３０日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 ２　熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

第55号様式(第36条関係)
（平31規則41）

第５５号様式（第３６条関係）

一般廃棄物処理施設確認通知書

第　　号
年　　月　　日

様

甲府市長
印

年　　月　　日付けで届出があった次の施設については、その届出の内容が相当であると認められるので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の３第４項ただし書（同条第９項において準用する第９条の３第４項ただし書）の規定により通知します。

施設の種類	
設置場所	
届出の内容	一般廃棄物処理施設（設置・変更）

第56号様式(第37条関係)
（平31規則41）

第５６号様式（第３７条関係）

甲府市指令第　　号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設同意書

所在地

名称及び代表者の氏名

年　　月　　日付けで廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の３の２第１項の規定により協議のあった次の施設については、同意します。

年　　月　　日

甲府市長　　印

施設の種類	
施設を設置することが見込まれる場所	

第56号様式の2(第37条の2関係)
（令元規則6）

第５６号様式の２（第３７条の２関係）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設確認通知書

第　　号
年　　月　　日

様

甲府市長　　印

年　　月　　日付けで届出のあった次の施設については、その届出の内容が相当であると認められるので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の３の３第３項において読み替えて準用する
（第９条の３第４項
第９条の３第９項において読み替えて準用する同条第４項）
の規定により通知します。

施設の種類	
設置場所	
届出の内容	非常災害に係る一般廃棄物処理施設（設置・変更）

第57号様式(第38条関係)
（平31規則41）

第５７号様式（第３８条関係）

一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設譲受け（借受け）許可証

年　　月　　日

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の４において読み替えて準用する第９条の５第１項の規定により、譲受け（借受け）の許可を受けた一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設であることを証する。

甲府市長　　印

譲受け（借受け）許可年月日	年　月　日	譲受け（借受け）許可番号	第　号
譲受け又は借受けの相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）			
施設の種類及び処理する一般廃棄物（産業廃棄物）の種類			
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　号		
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
留意事項	施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。		

第58号様式(第39条関係)
（平31規則41）

第５８号様式（第３９条関係）

一般廃棄物（産業廃棄物）許可施設設置者合併（分割）許可証

年　　月　　日

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の４において準用する第９条の６第１項の規定により、一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設の許可施設設置者である法人の合併（分割）認可を受けたことを証する。

甲府市長　　印

認可の年月日	年　月　日	認可番号	第　号
合併又は分割の相手方の名称、代表者の氏名及び住所			
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　号		
施設の種類及び処理する一般廃棄物（産業廃棄物）の種類			
設置場所			
処理能力			
認可の条件			
留意事項	施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。		

第59号様式(第40条関係)
（平31規則41）

第５９号様式（第４０条関係）

一般廃棄物（産業廃棄物）許可施設設置者相続届出受理書

年　　月　　日

住　所
氏　名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の４において準用する第９条の７第２項の規定により、　　年　　月　　日付けで届出のあった一般廃棄物（産業廃棄物）許可施設設置者相続届出については、受理した。

甲府市長　　印

受理の年月日	年　　月　　日	受理番号	第　　号
被相続人の氏名及び住所			
許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号		
施設の種類及び処理する一般廃棄物（産業廃棄物）の種類			
設置場所			
処理能力			
留意事項	施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。		

第60号様式(第41条関係)
（平31規則41）

第６０号様式（第４１条関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての　　特例届出受理書

年　　月　　日

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の２の５第１項（第２項）の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出を受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第１２条の７の１７第４項の規定により、交付する。

甲府市長　　印

受理の年月日	年　　月　　日	受理番号	第　　号
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号		
産業廃棄物処理施設に係る許可の条件			
省令第１２条の７の１７第５項の規定による変更についての届出状況			

第61号様式(第42条関係)
（平31規則41）

第６１号様式（第４２条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

再生利用業指定申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第９条第２項（第１０条の３第２項）の規定による産業廃棄物の再生利用業の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別		
	取り扱う産業廃棄物の種類		
	再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力	
		再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要	
事業場の所在地			
再生利用の目的			
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地		
	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地		
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地		
	再生活用により得られる有用物の利用方法		
事業開始予定年月日			

添付書類

⑴　事業計画の概要を記載した書類
⑵　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
⑶　生活環境保全上の対策を記載した書類
⑷　排出者との契約書及び再生活用業者又は再生輸送業者との契約書等取引関係を記載した書類
⑸　再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
⑹　申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
⑺　申請者が個人である場合には、その住民票の写し又はそれに代わる書類
⑻　申請者が法第７条第５項第４号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
⑼　申請者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類
⑽　申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
⑾　申請者が再生利用個別指定業を的確に行うに足りる能力を有することを証する書類
⑿　その他市長が必要と認める書類

第62号様式(第42条関係)
（平31規則41）

第６２号様式（第４２条関係）

再生利用業指定証

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第９条第２号又は第１０条の３第２号の規定により、次のとおり再生利用業を行う者として指定を受けた者であることを証明する。

年　　月　　日

甲府市長　　印

１　指定年月日

２　指定番号

３　事業の範囲
⑴　再生活用及び再生輸送の別

⑵　取り扱う産業廃棄物の種類

⑶　再生利用の方法

４　事業場の所在地

５　再生利用の目的

６　取引関係

第63号様式(第42条関係)
（平31規則41）

第６３号様式（第４２条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

再生利用業変更指定申請書

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第４２条第３項の規定により、再生利用業の事業の範囲の変更の指定を次のとおり申請します。

指定年月日			
指定番号			
変更の内容	再生活用及び再生輸送の別	変更前	
		変更後	
	取り扱う産業廃棄物の種類	変更前	
		変更後	
	再生利用の方法	変更前	
		変更後	
変更の理由			
変更に係る取引関係			
変更予定年月日			

添付書類

⑴　事業計画の概要を記載した書類
⑵　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
⑶　生活環境保全上の対策を記載した書類
⑷　排出者との契約書及び再生活用業者又は再生輸送業者との契約書等取引関係を記載した書類
⑸　再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
⑹　申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
⑺　申請者が個人である場合には、その住民票の写し又はそれに代わる書類
⑻　申請者が法第７条第５項第４号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
⑼　申請者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類
⑽　申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
⑾　申請者が再生利用個別指定業を的確に行うに足りる能力を有することを証する書類
⑿　その他市長が必要と認める書類

第64号様式(第42条関係)
（平31規則41）

第６４号様式（第４２条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

再生利用業廃止届出書

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第４２条第４項の規定により、再生利用業指定の事業の範囲の全部（一部）の廃止について、次のとおり届け出ます。

指定年月日	
指定番号	
全部（一部）の廃止年月日	
廃止した事業の範囲	

第65号様式(第42条関係)
（平31規則41）

第６５号様式（第４２条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

再生利用業変更届出書

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第４２条第５項の規定により、再生利用業の変更について、次のとおり届け出ます。

指定年月日		
指定番号		
変更年月日		
変更事項	変更前	変更後
住所		
氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名		
事業場の所在地		
再生利用の目的		
取引関係		

添付書類（変更の内容に該当しない書類は、省略することができる。）

⑴　事業計画の概要を記載した書類
⑵　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
⑶　生活環境保全上の対策を記載した書類
⑷　排出者との契約書及び再生活用業者又は再生輸送業者との契約書等取引関係を記載した書類
⑸　再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
⑹　申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
⑺　申請者が個人である場合には、その住民票の写し又はそれに代わる書類
⑻　申請者が法第７条第５項第４号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
⑼　申請者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類
⑽　申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
⑾　申請者が再生利用個別指定業を的確に行うに足りる能力を有することを証する書類
⑿　その他市長が必要と認める書類

第66号様式(第42条関係)
（平31規則41）

第６６号様式（第４２条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

再生利用業指定証再交付申請書

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第４２条第７項の規定により、再生利用業指定証の再交付について、次のとおり申請します。

指定年月日		
指定番号		
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
	再生利用の方法	
再交付申請の理由		

第67号様式(第43条関係)
（平31規則41）

第６７号様式（第４３条関係）

欠格要件に係る届出書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　月　日付け第　　号で許可を受けた産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物処理業）について、下記事由により届出事項に該当したので廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第３項（第１４条の５第３項）において準用する同法第７条の２第４項の規定により届け出ます。

該当するに至った欠格要件（該当するものに○を付けてください。）	法第１４条第５項第２号（イ・ハ・ニ・ホ）
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年　　月　　日

備考

1　この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から２週間以内に提出すること。

2　各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

第68号様式(第43条関係)
（平31規則41）

第６８号様式（第４３条関係）

欠格要件に係る届出書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　月　日付け第　　号で許可を受けた一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）について、下記事由により届出事項に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第６項（第１５条の２の６第３項において準用する同法第９条第６項）の規定により届け出ます。

該当するに至った欠格要件（該当するものに○を付けてください。）		法第７条第５項第４号（イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・チ・リ・ヌ）・第１４条第５項第２号（イ・ハ・ニ・ホ）
欠格要件に該当するに至った具体的事由		
欠格要件に該当するに至った年月日		年　　月　　日
施設	区分（該当するものに○を付けてください。）	一般廃棄物処理施設　・　産業廃棄物処理施設
	種類	
	設置場所	

備考

1　この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から２週間以内に提出すること。

2　各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

第69号様式(第44条関係)
（平31規則41）

第６９号様式（第４４条関係）

（特別管理）産業廃棄物収集運搬実績報告書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号
（法人の場合は）担 当 者
電話番号

年度の産業廃棄物の収集運搬実績について、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>許可の種類</td><td colspan="2"></td><td>許可年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>許可番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類</td><td colspan="4">委託者</td><td colspan="4">運搬先</td></tr>
<tr><td rowspan="3">排出者又は収運業者の別</td><td>許可番号</td><td>氏名又は名称</td><td rowspan="3">受託量（t）</td><td>許可番号</td><td>氏名又は名称</td><td rowspan="3">運搬量（t）</td><td rowspan="3">運搬目的</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃棄物を積み込んだ場所</td><td colspan="2">廃棄物を積み降ろした場所</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

第70号様式(第44条関係)
（平31規則41）

第７０号様式（第４４条関係）

産業廃棄物処分実績報告書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号
（法人の場合は）担 当 者
電話番号

年度の産業廃棄物の処分実績について、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>許可の種類</td><td colspan="2"></td><td>許可年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>許可番号</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類</td><td colspan="3">委託者（排出事業者又は処分業者）</td><td colspan="3">処分</td><td colspan="4">中間処理後の廃棄物の処分・再生利用先</td></tr>
<tr><td>許可番号</td><td>氏名又は名称</td><td rowspan="3">再</td><td>処分方法</td><td>処分量（t）</td><td>処分後量（t）</td><td>許可番号</td><td>氏名又は名称</td><td rowspan="3">委託内容等</td><td rowspan="3">委託量等（t）</td></tr>
<tr><td colspan="2">排出場所</td><td colspan="3">処分場所</td><td colspan="2">住所</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

産業廃棄物処分実績報告集計表

<table>
<tr><td>許可の種類</td><td></td><td>許可番号</td><td></td><td>氏名又は法人名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類</td><td>委託者</td><td colspan="2">処分</td><td colspan="3">中間処理後の廃棄物の処分・再生利用先</td></tr>
<tr><td>排出場所の都道府県名</td><td>処分量（t）</td><td>処分後量（t）</td><td>中間処理後の廃棄物の処分・再生利用先の都道府県名</td><td>委託内容等</td><td>委託量等（t）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

第71号様式(第44条関係)
（平31規則41）

第７１号様式（第４４条関係）

産業廃棄物処理実績報告書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号
（法人の場合は）担 当 者
電話番号

年度の産業廃棄物の処理実績について、次のとおり報告します。

産業廃棄物処理施設等の所在地							
産業廃棄物処理施設等の種類						施設許可番号	
処分した産業廃棄物の年間処理量（単位：ｔ）		処理後の産業廃棄物の処分方法（単位：ｔ）					
種類	年間処理量	種類	排出量	処分先	処分先所在地	処分方法	処分量
合計							

第72号様式(第45条関係)
（平31規則41）

第７２号様式（第４５条関係）

（表面）

最終処分場埋立終了届出台帳

設置者	住所 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	管理予定者	氏　名 電話番号 （　　）
設置場所		最終処分場の種類（産業廃棄物の場合に限る。）	
許可（届出）年月日及び番号 年　月　日 第　　号	埋立地 面積 ㎡	埋め立てた廃棄物の種類及び量 ㎡	
埋立処分開始年月日 年　月　日	埋立地 埋立ての深さ 最大 m 平均 m		
埋立処分終了年月日 年　月　日		埋め立てた廃棄物の性状に関し特に注意すべき事項	
廃止確認年月日 年　月　日	埋立地 覆土の厚さ m		
埋立処分の方法			

（裏面）

備考

1　省令第５条の５の２第１項若しくは第５条の１０の２第１項の申請書に添付された同令第５条の５の２第２項第３号若しくは第４号（同令第５条の１０の２第２項において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は同令第１２条の１１の２第１項の申請書に添付された同条第２項第１号から第３号までに掲げる書類に記載された水質検査の結果のうち、廃止の確認が行われた時点に最も近い時点に行われた水質検査の結果を添付すること。

2　次に掲げる図面を添付すること。

⑴　埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

⑵　当該施設の周辺の地図

⑶　石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている場合は、当該廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

3　届出台帳は、永久に保管すること。

第73号様式(第46条関係)
（平31規則41）

第７３号様式（第４６条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳閲覧請求書

次のとおり廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳の閲覧をしたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１９条の１２第３項の規定により請求します。

最終処分場の設置場所	
閲覧請求の理由	

第74号様式(第47条関係)
（平31規則41）

第７４号様式（第４７条関係）

特定処理施設に係る事故状況等届出書

年　　月　　日

（あて先）甲府市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定処理施設において破損その他の事故が発生し、応急の措置を講じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２１条の２第１項の規定により、関係図面を添えて届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年　　月　　日　第　　号
特定処理施設の種類	
特定処理施設の設置場所	
事故の発生年月日	午前 年　　月　　日　　時　　分頃 午後
事故の状況	
講じた措置の概要	

備考

1　「特定処理施設の種類」の欄には、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又はその他の処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第１８条に規定する処理施設をいう。）の別を記入すること。更に、具体的な施設の種類、形式等を括弧書きにすること。

2　「事故の状況」の欄については、発生箇所及び発生原因並びに汚水又は気体の飛散、流出の状況等、生活環境の保全上の支障の状況を記入すること。

3　「講じた措置の概要」の欄については、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のための応急措置の概要を記入すること。

4　「事故の状況」及び「講じた措置の状況の概要」の欄に、その記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、必要に応じ図面、フロー図等を添付すること。